



浄化槽は明日への投資

大阪府衛生管理協同組合理事長

米田 健司



発行所

大阪府衛生管理協同組合
編集事務局・広報部
〒556-0011 大阪市浪速区
難波中2丁目7-25
TEL 06-6633-2460
FAX 06-6633-1652

(1) 第87号

新年明けましておめでとうございます。

先年（令和3年10月）に和歌山市の水道橋が老朽化により崩落しました。この事件は、崩落の様子が映像にとられていたこともあり、世間に大きな衝撃を与えました。これを機に、社会インフラの老朽化が特に注目されるようになりました。

大阪でも、水道管の老朽化が問題になり、令和4年度に大阪市は市内の水道管の更新事業を企画し、千八百kmの水道管更新に4千億円近い予算を計上したものを受け手がいなかつたそうです。管の大小があるにせよ、1km当たり2億円のお金を掛けてもできなかつたのです。上水道は法定耐用年数四十年ですが、と百三十年かかるそうで、こ

れでは積み残しがかりになります。

同様に全国の下水管も危機的状況です。全国で、発生する道路陥没の約5千件が下水管の老朽化が原因だそうで、研究者は、警鐘を鳴らしておられます。

新年明けましておめでとうございます。

下水管は污水が流れます。特に下水管は污水が流れます。そのため、傷みやすく切実です。下水道設備の老朽化とその更新と共に、国の財政のひっ迫加わり、生活排水対策としての下水管のあり方が、厳しく問われております。

まずは、当初の計画が過大です。都会の真ん中などでは、敷地や効率性の点からも、集中処理が効率も良いのは勿論です。しかし、国の試算でも、そのような場所は、日本全体から見れば都市圏の限られた

一方、電気は家の前に電柱がないと、その設置工事を求められるそうです。いわば、上下水道は、独りの部分で市町村が財政負担しています。特に下水管では、新規の敷設では道路工事と合わせる形で、また、供用後は事業の補填という形で。しかもこれが、将来には設備更新まで含むのです。このことは市町村予算の中に組み込まれて、あまり目につきませんが、財政の大きな負担になっています。大都市圏で人口が右肩上がり、将来の増収が見込めるならともかく、人口減少で過疎化が進行する地域だと、

水道とどこが違うのでしょうか。

さて、電気やガスでは、燃料費の高騰とか電力不足とかは聞いても、送電や配管の老朽化で困っているとの話は聞いたことがありません。上下

水道は、市町村が給水地と指定すれば、どれほど費

用がかからうと、多少の分担金で家まで本管枝管を含め給水管を引いてくれます。下水道も同じことで、供用開始地域なら、なにがしかの分担金で、敷地内の公共污水栓まで接続してくれます。これも、年月が経つと更新費用が必要です。

これは、上下水道も同じです。

一方、電気は家の前に電柱がないと、その設置工事を求められるそうです。

いわば、上下水道は、独自

会計とは謳われていても、かなりの部分で市町村が財政負担しています。

一方で、新規の敷設では道路工事と合わせる形で、また、供用後は事業の補填という形で。しかもこれが、将来には設備更新まで含むのです。このことは市町村予算の中に組み込まれて、あまり目につきませんが、財政の大きな負担になっています。大都市圏で人口が右肩上がり、将来の増収が見込めるならともかく、人口減少で過疎化が進行する地域だと、

将來はどうでしょう。

上水道の場合ですが、山の中の一軒家で、たまたま給水

の意見もありますが、結局は

そこから逃げ出せない弱者が

す。もし、この一軒が転居したらどうなるのでしょうか。数

千円で済んだ事例もあります。

もの費用で庄送の設備を設置、給水申し込みの負担は数

万円で済んだ事例もあります。

申込んだら、市が数千万円

の費用で庄送の設備を設

置、給水申し込みの負担は数

万円で済んだ事例もあります。

もし、この一軒が転居したらどうなるのでしょうか。数

千円で済んだ事例もあります。

もの費用で庄送の設備を設

置、給水申し込みの負担は数

万円で済んだ事例もあります。

申込んだら、市が数千万円の費用で庄送の設備を設置、給水申し込みの負担は設

置、給水申し込みの負担は設

大阪府清掃事業連合会研修会開催される

一般廃棄物の適正処理の推進

後、地域廃棄物適正処理推進議員連盟所属の国会议員の方々から廃棄物対策に関する熱意あふれる祝辞をいただくとともに、環境省近畿地方環境事務所資源循環課、大阪府環境農林水産部資源循環課からもご挨拶をいただいた。



(環境省近畿地方環境事務所の山根氏)

(環境省近畿地方環境事務所の山根氏)

(米田理事長の挨拶)
(一社)大阪府清掃事業連合会は、十月二日(火)ホテル日航大阪において、環境省、大阪府の後援のもと当組合と共に研修会を開催した。橋本大府連会長による「生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るために、行政と連携を図り、努めていきたい」との挨拶があり、続いて米田当組合理事長からは、「一般廃棄物処理は社会インフラであり、永続するための経済基盤が必要である」との挨拶があった。さらに三井清連会長の挨拶の

今日の研修の講演第一部では、「一般廃棄物の適正処理の推進について」と題し環境省近畿地方環境事務所資源循環課長から説明があった。あらましは次のとおり。

・今回の「コロナ」により、一般廃棄物の適正な処理が地域の生活環境保全と公衆衛生の向上のために不可欠な業務であることを、平時からの備えが重要であること認識されたことから、

速やかな処理が重視されることもあり、事業系一般廃棄物としての処理が求められるこ

とがあること。なお、小規模事業場や個人商店などから排出される少量の廃プラスチック等の廃棄物を産業廃棄物として扱う場合には、これらの

事業者に対して産業廃棄物と

可を受けずに、学校法人の子

会社等が学校法人から一般廃棄物の収集運搬を受託し、市町村の一般廃棄物の処理施設まで運搬し刑事事件として取扱われた事例の紹介があつた。

(熱心に聞き入る聴衆)



業界を取り巻く労務などについての疑義応答

木村総合法律事務所 弁護士 木村 真也 氏

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

2024年問題をきっかけに今後、時間外労働・長時間労働を中心とする労務問題が、運輸関係のみならず産業全体に波及することが考えられます。もとより人手不足とされる当業界でも深刻な影響を受けることが考えられることから、今年度の法務研修では、法律から見た労務・雇用における問題点の他、今後のあり方に亘って、当組合法務顧問木村真也弁護士からお話をいただきました。内容は、「2024年問題では、運輸関係だけに注目が集まっていますが、根本的には過剰なサービスとそれに対するコスト意識の低さがあげられます。今回の解説の中でも、人手不足や生産性を改善する問題は、物流業界に限らず、日本の奥の中小企業が抱える問題であって、大企業では、労働時間を規制し、経費を顧客に転嫁することができます。これが改善したことによって、中小零細では時間外手当が減り、そのために転職やダブルワークになることもあります。元も子もなくなることもあります。

【質問1】
● 事件現場の第一発見者によるなど、巻き込まれたときの対処について
○当組合員が、事件の第一発見者となり、警察から何度も証言を求められるなどしました。このような時に備えるための普段の心がけはどのようなことがあります。年に気付けたらよいでしょうか。また、実際に警察から呼び出しがあった時にはどのように対応したらよいでしょうか。

【質問2】
● 業界イメージの向上と従業員の人権擁護について
○匿名掲示板5chで「バキューム車、バキュームカー」を検索すると、さまざまなスレッドがたてられております。また、YouTubeでも多くの動画がアップされており、中には、匿名掲示板等で話題になつたものを動画化しているものもあります。この様に当業界は、とかく3K職場ともみられ、少なからず世間から好奇の目にさらされています。そのため従業員の新規採用もままならぬこともあります。相手の監視社会ともいえるこの状況の中で、従業員の

【質問3】
● 従業員の無用な時間外勤務
○定後に従業員を再雇用して、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことでした。いくらかの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

【質問4】
● 再雇用職員の扱い
○定後に従業員を再雇用したのですが、事前の話と違つて、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

【質問5】
● 清化槽権原者への法的対抗について
○清化槽法で定められている保守点検や清掃が全く行われない清化槽があります。このような時、清化槽の使用

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があがっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報することが適当です。

可能であれば、現場の状況について写真、動画で記録する、録音をする、ドライブレコーダーのデータを保存するなどの方法で伝達させていただいております。

併せて組合員から、労務関係以外にも、各種の法律的な質問が寄せられておりましたので、この機会に木村顧問にお尋ねしたところ、過去の質疑応答事例も含めて解説いたしましたので、この部分につきまして機会ですので取りまとめ、この紙面にてご紹介いたします。

○業界を挙げて取組むことは非常に重要なことは、物流2024年問題と共に通する面があります。

○各社での取り組みとしては、等業務関係の場所に「いた」等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかという課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報することが適当です。

可能であれば、現場の状況について写真、動画で記録する、録音をする、ドライブレコーダーのデータを保存するなどの方法で伝達させていただいております。

併せて組合員から、労務関係以外にも、各種の法律的な質問が寄せられておりましたので、この機会に木村顧問にお尋ねしたところ、過去の質疑応答事例も含めて解説いたしましたので、この部分につきまして機会ですので取りまとめ、この紙面にてご紹介いたします。

○業界を挙げて取組むことは非常に重要なことは、物流2024年問題と共に通する面があります。

○各社での取り組みとしては、等業務関係の場所に「いた」等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報することが適当です。

可能であれば、現場の状況について写真、動画で記録する、録音をする、ドライブレコーダーのデータを保存するなどの方法で伝達させていただいております。

併せて組合員から、労務関係以外にも、各種の法律的な質問が寄せられておりましたので、この機会に木村顧問にお尋ねしたところ、過去の質疑応答事例も含めて解説いたしましたので、この部分につきまして機会ですので取りまとめ、この紙面にてご紹介いたします。

○業界を挙げて取組むことは非常に重要なことは、物流2024年問題と共に通する面があります。

○各社での取り組みとしては、等業務関係の場所に「いた」等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報

する際、それを残業代として清算を求められ、苦慮したことがあります。どんな対応をとつておけばよいでしょうか。

が、イメージという法を超えたもの向上ないし改善していくにはどのよう手立てがあるとお考えですか。

○業界を挙げて取組むことは非常に多くのみられるトラブルの事例です。

○時間外労働は、本来、会社（使用者）が、その旨「業務命令」をし、従業員がこれに従い労働したことが前提となります。

○しかし、実際に、従業員が会社の事務所、工場、取引先等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報

する際、それを残業代として清算を求められ、苦慮したことあります。どんな対応をとつておけばよいでしょうか。

が、イメージという法を超えたもの向上ないし改善していくにはどのよう手立てがあるとお考えですか。

○業界を挙げて取組むことは非常に多くのみられるトラブルの事例です。

○時間外労働は、本来、会社（使用者）が、その旨「業務命令」をし、従業員がこれに従い労働したことが前提となります。

○しかし、実際に、従業員が会社の事務所、工場、取引先等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報

する際、それを残業代として清算を求められ、苦慮したことあります。どんな対応をとつておけばよいでしょうか。

が、イメージという法を超えたもの向上ないし改善していくにはどのよう手立てがあるとお考えですか。

○業界を挙げて取組むことは非常に多くのみられるトラブルの事例です。

○時間外労働は、本来、会社（使用者）が、その旨「業務命令」をし、従業員がこれに従い労働したことが前提となります。

○しかし、実際に、従業員が会社の事務所、工場、取引先等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て、ほとんど出勤せず、辞めようと言ふと、会社都合だから手当てが欲しい。また、失業保険を有利にしたいので離職証明を会社都合にしてほしいとのことです。

かの解雇手当は仕方ないと思うのですが、会社に不利になると聞いたのですが、いかがで

ある。コストが合理的に負担・転嫁される構造とならないとこの問題は解決しない。今回併せて寄せられた質問にもそれが表れている。

くわした場合、②深夜に道路で人が倒れている（寝ている？）場合、③住居から火があががっている場合などがあります。

まずは、人身傷害の有無を確認し、救急車等を呼ぶことが必要であれば呼び、警察へも通報

する際、それを残業代として清算を求められ、苦慮したことあります。どんな対応をとつておけばよいでしょうか。

が、イメージという法を超えたもの向上ないし改善していくにはどのよう手立てがあるとお考えですか。

○業界を挙げて取組むことは非常に多くのみられるトラブルの事例です。

○時間外労働は、本来、会社（使用者）が、その旨「業務命令」をし、従業員がこれに従い労働したことが前提となります。

○しかし、実際に、従業員が会社の事務所、工場、取引先等業務関係の場所に「いた」だけで、業務をしていたと認定される可能性が高まります。

○また、取引先から、多少回り道をして余計な時間をかけ、移動していた場合も、労働時間と扱われる可能性が否定できません。こういったことを防ぐために、明確に（場合によっては書面で）労働を禁止する、自宅に帰る、早期出勤を禁止する旨を明示的に命令することが望まれる場合があります。

○弁護士業界についても、平成21年から司法制度改革により、弁護士が急増した結果、就職がないなどといった状態が生じ、弁護士離れが生じております。

○少子高齢化の中で、いかに効率的に、個人の生き方、働き方に合わせて、働ける職場を提供することができるかと

いう課題は、多くの業界が抱えている問題です。

○再雇用職員の扱い

○定後に従業員を再雇用し

て

年頭所感「浄化槽の確実な維持管理を」

大阪府健康医療部生活衛生室環境衛生課長

木村直昭



業界の皆様方が、適切な感染防止対策を講じることで、定期的な尿等の処理体制を維持していただいたことに、重ねて御礼申上げます。

新年あけましておめでとうございます。大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より大阪府の環境衛生行政の推進に格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となり、ようやく日常生活が戻りました。コロナ禍において、

業界の皆様方が、適切な感染防止対策を講じることで、定期的な尿等の処理体制を維持していただいたことに、重ねて御礼申上げます。ところで、2025年大阪・関西万博の開催まで、あと一年あまりです。大阪の成長、発展につながることができるよう職員が一丸となって取り組んでいます。貴組合におかれましても、引き続き、御支援と御協力いただきますよう御願い申し上げます。

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となり、ようやく日常生活が戻りました。コロナ禍において、

業界の皆様方が、適切な感染防止対策を講じることで、定期的な尿等の処理体制を維持していただいたことに、重ねて御礼申上げます。そこで、近年、地震や台風、集中豪雨といった災害が頻発し、その被災地では、多くの方々が不自由な生活を強いられます。その際、被災者の健

康管理や衛生対策を行う上で大変重要な立場がござります。尿処理です。平成16年に貴組合と「災害時団体救援協定」を締結させていただいており、災害により、し尿の収集運搬体制に支障が生じた場合は、本府から貴組合へ支援を要請することです。し尿の処理体制を迅速に確保することとしています。心強い限りでございます。心から感謝申し上げますとともに、引き続き、災害時ににおいても、し尿等の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、対策の充実に取り組んでまいります。

応対されている貴組合員の皆様との連携も大変重要なことでありますので、今後とも御協力を御願いいたします。結びに、貴組合の益々の御発展と皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

年頭所感「浄化槽のさらなる推進」

(一社) 大阪府環境水質指導協会 会長 坂部憲



皆様方におかれましては、お健やかに令和6年の新年を迎えたことを心からお慶び申し上げます。米田理事長をはじめ大阪府衛生管理協同組合の皆様には、日頃より当協会の運営に多大

なご支援・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。さて、これまで人々の生活や社会経済活動に大きな影響を及ぼしてきた新型コロナウイルス感染症が、昨年5月には5類感染症へと見直され、行動制限・対策は個人や事業者に判断が委ねられることとなりました。新型コロナウイルス感染症拡大前以来の開催が実現した会合も多く、コロナ禍以前にも増して人と人の接点が増えたようにも思います。当協会としましても公的事業である水環境セミ

昨年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類感染症となり、ようやく日常生活が戻りました。コロナ禍において、

業界の皆様方が、適切な感染防止対策を講じることで、定期的な尿等の処理体制を維持していただいたことに、重ねて御礼申上げます。そこで、近年、地震や台風、集中豪雨といった災害が頻発し、その被災地では、多くの方々が不自由な生活を強いられます。その際、被災者の健

康管理や衛生対策を行う上で大変重要な立場がござります。尿処理です。平成16年に貴組合と「災害時団体救援協定」を締結させていただいており、災害により、し尿の収集運搬体制に支障が生じた場合は、本府から貴組合へ支援を要請することです。し尿の処理体制を迅速に確保することとしています。心強い限りでございます。心から感謝申し上げますとともに、引き続き、災害時ににおいても、し尿等の円滑かつ迅速な処理が図られるよう、対策の充実に取り組んでまいります。

応対されている貴組合員の皆様との連携も大変重要なことでありますので、今後とも御協力を御願いいたします。結びに、貴組合の益々の御発展と皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年の御挨拶とさせていただきます。

（熱心に聴講する来場者）

すので、関係者の皆様方の御協力をお願いいたします。ところで、浄化槽が所期の性能を発揮し、水環境の保全に貢献するためには、「適切な使用」はもとより「適正な製造、施工、保守点検や清掃が必要です。さらに、法定検査の受検も不可欠です。府域における11条検査の受検率は、14.5%と年々上昇しているものと比べ、低

水準となっていることから、本府では更なる受検率向上に向け、注力しているところです。浄化槽管理者の方々へ直接応対されている貴組合員の皆様との連携も大変重要なと考えておりますので、今後とも御協力を御願いいたします。

結びに、貴組合の益々のご発展と組合員各位のご健勝を祈念いたしまして新年のご挨拶とさせていただきます。

水環境セミナー 盛況のうちに開催

十一月十六日(木) 堺市産業振興センターにおいて大阪府環境水質指導協会の主催、当組合が協賛、大阪府の後援で「水環境セミナー」が開催された。

十一月十六日(木) 堺市産業振興センターにおいて大阪府環境水質指導協会の主催、当組合が協賛、大阪府の後援で「水環境セミナー」が開催された。